

平成29年度第4回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 平成29年11月22日（水）午後1時30分開会
場 所 小平市役所5階 505会議室
出席者 会長及び委員11名、計12名（欠席者5名）
議 題 1. 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）
2. 小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について（諮問事項）

傍聴者 3名

[主な質疑等]

議題1 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）

- 委 員 : 平成30年度仮係数による標準保険料率の「仮係数」とはどのような概念か。
また、今後示される本係数による変動はどの程度あるのか。
- 事務局 : 今回、納付金の算定にあたっては国から様々な係数が示されているが、9月の
国予算の概算要求の時点では仮係数であり、12月下旬、国の予算案が概ね固ま
った段階で本係数が示される。30年度の納付金及び標準保険料率の最終決定は、
この本係数をもって東京都が再計算し、区市町村に示される流れである。国の公
費拡充分の反映を考慮すると、若干変動はあると考えている。
- 委 員 : 資料1にある「小平市国保財政健全化計画（仮称）」は、市が、東京都の運
営方針に沿うような形で策定しないといけないものか。
- 事務局 : 現在、東京都が策定をおこなっている「東京都国民健康保険運営方針」には、
東京都内の区市町村ごとに財政健全化計画を策定し、段階的な法定外繰り入れの
解消（縮減）を図ることと明記されている。詳細は未だ示されていないが、法定
外繰り入金（赤字）全てを解消するものではなく、各区市町村が5か年程度の中期
的な見通しでどこまで赤字を縮減していくのか、また税率の水準をどうするか、
といった方針を立てる内容だと現時点では聞いている。
- 会 長 : 法定外繰り入れの解消が大きな課題であるが、今回の諮問における市の税率改
定の考え方を確認したい。
税率改定の考え方として、1つは、向こう2か年の財源不足の解消（財政推計
の結果生じた赤字の増加分だけを解消するという考え方）、2つ目は、法定外繰
り入れそのものの段階的・計画的な解消（新しい仕組みへの対応）、どちらに重
点を置いた改定案か、確認したい。

事務局：基本的には、向こう2か年の財源不足の解消に重点を置いている。一人当たりの法定外繰入額が、（平成27年度の運営協議会の答申にもとづき）40,200円を超えないようにするための改定である。

さらに、保険税のうち、介護保険分と後期高齢者支援金分については、新しい仕組みへの対応として、段階的な解消を図る目的から、今後5か年で標準保険料率に到達するという道筋をつけたいと考えている。よって今回、医療分の法定外繰り入れの解消については、最小限の範囲にとどめる。

委員：新しい仕組み（都道府県化）による影響は他市も同様かと思うが、周辺市の改定状況をお示しいただきたい。また、標準保険料率とは一体何か、といった資料もお示しいただきたい。

委員：納付金や標準保険料率の算定に影響する医療費水準、所得水準についての資料、説明をいただきたい。

会長：次回の協議会にて事務局から提供する。

議題2 小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について（諮問事項）

委員：新しい基金条例第1条には、基金設置の目的として、保険税水準の著しい上昇の抑制、とある。これは、今後東京都が毎年示す標準保険料率と、市の税率のかい離が大きい場合、財源不足に基金を活用できると理解してよいか。また、このかい離が大きい場合、今後も一般会計からの法定外繰入金は増加するのか。

事務局：向こう2年間の財政推計をもとに税率を改定し、2年間同じ率で保険税を賦課すると、1年目は保険税収入が多くなるが、2年目には赤字が見込まれる。1年目に多く収入した分を運営基金に積み立て、2年目の収入不足分に対して基金から財源を充てることで、毎年の保険料上昇の抑制（2年間での平準化）を図りたいと考えている。

会長：この2つの諮問事項は、保険税の税率改定という被保険者の直接的な負担に関わるため慎重な審議が必要である。次回12月14日（木）に審議を継続する。

複雑かつ難しい課題であるから、委員の皆様には遠慮せずに質問してほしい。質疑の中でお互いの理解を深め、より活発な審議を進めていきたい。

以上